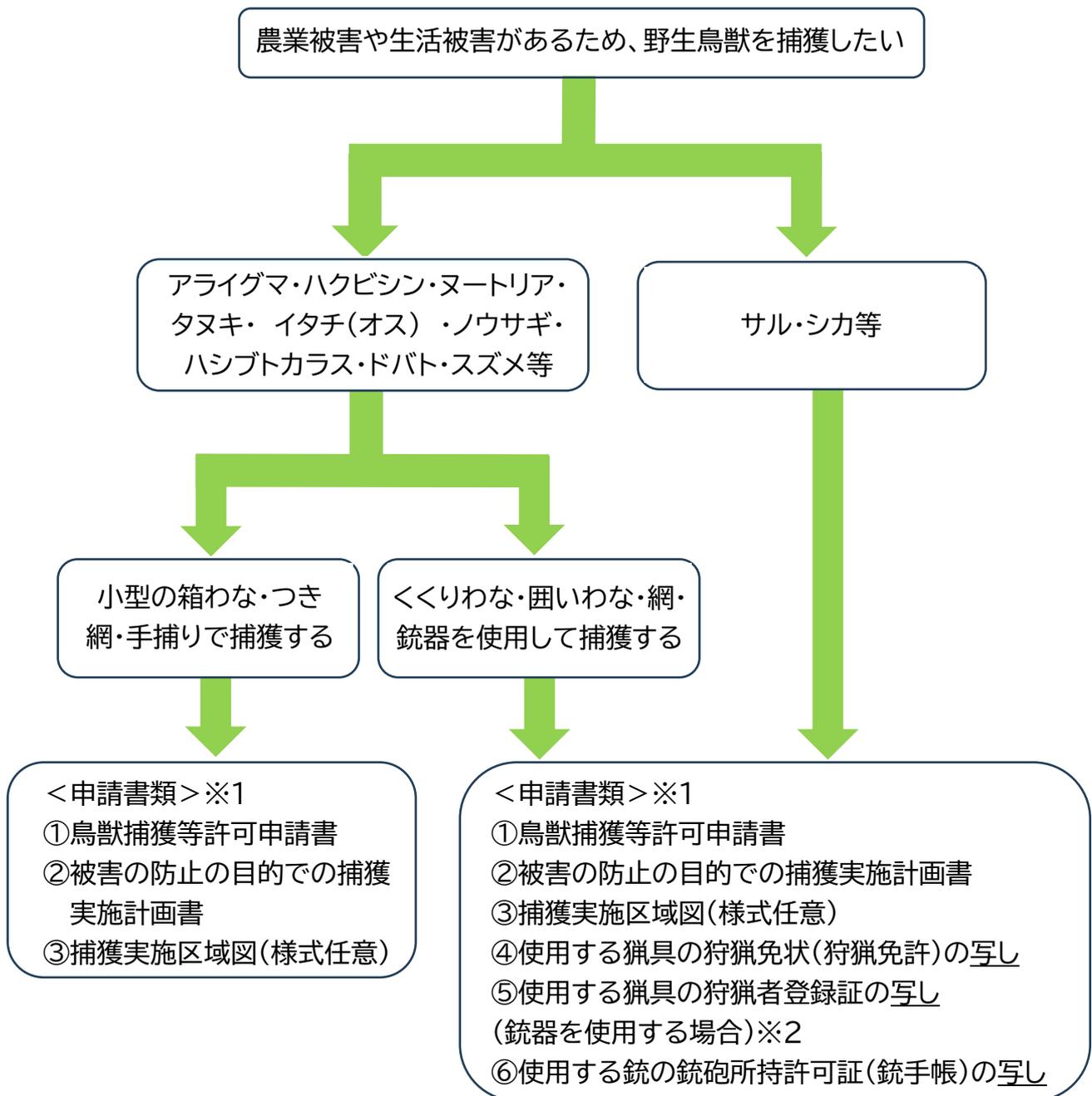


野生鳥獣(イノシシ以外)捕獲の許可申請について

野生鳥獣(イノシシ以外)の捕獲については、被害内容や捕獲方法により許可申請の内容が異なりますので、下記フロー図にて申請方法をご確認ください。



※1)他者からの依頼を受けて捕獲等を実施する場合、上記に加えて「被害の防止の目的での捕獲依頼書」をご提出ください。

※2)銃器を使用する場合、班を構成する必要があります。

(1班15人以内・二ホンジカは3人以上)